

**建築物の解体・改修等における
石綿ばく露防止対策等検討会
船舶に関するワーキンググループ
報告書**

令和2年4月13日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

船舶 WG におけるとりまとめ

1 事前調査について

1) 事前調査の対象について

- ・船舶についても、建築物同様に、石綿飛散防止（建材等の切断等・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業について以下の（１）～（３）の考え方により整理することとする。

- （１）対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、手作業や電動ドライバー等で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットのような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など、それらの切断等・除去・取り外し時に周囲の材料（石綿を含有する可能性のあるもの）を損傷させるおそれのない作業
- （２）対象物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
例）釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）作業など
- （３）現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
例）既存塗装の上に新たに塗装を塗る作業など
※封じ込め、囲い込みに係る作業は含まれない

- ・建築物のうち、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に着工されたものについては、石綿が使用されていないことが明らかであることから、事前調査は建築着工年月日を設計図書等で確認することで足りることとしている。船舶については、平成 18 年 9 月 1 日以降に日本国内で着工された船舶又は平成 18 年 9 月 1 日以降に輸入され日本籍となった船舶については、同様に石綿が使用されていないことが明らかであることから、事前調査は着工等年月日を確認することで足りることとする。

2) 過去に行われた調査の活用

- ①過去に行われた定期修理等の記録の活用

- ・解体・改修作業に係る事前調査を行う日より前に、当該作業に係る部位等について、過去に行った定期検査に向けた修理・修繕等（以下、「定期修理等」という）の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する調査（書面による調査及び現地調査）が行われている船舶については、当該調査の記録を確認することで事前調査に替えられるものと整理する。

②シップ・リサイクル法に基づくインベントリの活用

- ・船舶に含有される有害物（石綿を含む）の調査については、シップ・リサイクル条約において、総トン数 500t 以上の船舶について、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述した「有害物質一覧表」（以下「インベントリ」という。）を作成・維持し、解撤時に船舶リサイクル施設に引き渡すこととされている。日本国内においては、500t 未満も含め、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（シップ・リサイクル法）に基づき、国土交通省において、作成されたインベントリを確認し、適切なものについては「有害物質一覧表確認証書」を交付する仕組みが設けられている。
- ・また、現存船についても、ClassNK コンサルティングサービスが実施する研修を受け、必要な能力等を習得した専門家がインベントリを作成しており、専門家が作成したインベントリを日本海事協会が個船ごとに承認審査することで、その適正性が担保されている。
- ・このため、国土交通省が交付した「有害物質一覧表確認証書」を有する船舶については、当該インベントリの内容が船舶の石綿の使用状況等を適正に反映しているといえることから、このインベントリの作成をもって事前調査が行われているものとし、船舶の解体・改修を行う事業者は、石綿則第 3 条に基づく事前調査については、当該インベントリを入手し、確認することで同条の義務を履行したものとみなす（一定の知識等を有する者による改めての事前調査は不要とする）こととする。

3) 事前調査の資格要件

(1) 事前調査者の資格要件について

- ・国土交通省が交付した「有害物質一覧表確認証書」を有していない船舶については、事前調査の適正性を確保するため、調査を行う者に対して一定の知

識等を付与する仕組みが必要と考えられる。

- ・ただし、その知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、引き続き検討を進めることとする。
- ・また、今後の検討にあたっては、
 - a 建築物に関する事前調査に必要な知識等と共通する内容の有無
 - b 過去に船舶における石綿対策について整理されたマニュアル等の活用可否
 - c シップ・リサイクル法に基づく有害物質一覧表の作成に携わる者に必要な知識等を付与する研修等の活用可否等に留意すること、及び、関係機関との連携が必要である。

2 簡易届出制度の対象について

1) (届出対象とする作業の範囲)

- ・船舶については、過去に石綿が使用されていた可能性が高いと考えられる一方で、船舶の安全性を確保するために定期的な実施される修繕等を経て、石綿含有材料が石綿非含有材料にすでに交換されている可能性が高いことが指摘されているが、現在船舶において、どの程度の石綿含有材料が残存しているのかの資料、データ等について更なる収集が必要な状況にある。
- ・このため、届出の対象とするべき石綿含有材料が使用されている可能性が高いと考えられる箇所が特定可能かという点も含め、引き続き関係機関と連携して石綿等の使用実態(どの程度の石綿含有材料が残存しているのかの資料、データ等)を把握した上で、届出対象についての検討を進めることとする。

2) (平成 18 年 9 月以降に着工等された船舶の取扱い)

- ・平成 18 年 9 月 1 日以降に日本国内で着工された船舶又は平成 18 年 9 月 1 日以降に輸入され日本籍となった船舶については石綿が使用されていないことが明らかであり、届出を繰り返し求めるのは合理的でないため、制度改正後の初回の届出時に着工等年月日の届出を求め、その後は届出不要と整理することを前提とする。

3 発注者による配慮

- ・解体・改修作業の発注者(船主)は、当該作業を行う事業者が事前調査を適切に行うことができるよう、当該作業に係る船舶の設計図書や過去に行った石綿の有無に係る調査結果等の記録等の提供について配慮するものとする。